

災害等情報（詳報）

鉱種：石灰石	鉱山の所在地：沖縄県					
災害等の種類：坑外・取扱中の器材鉱物等のため	発生日時： 平成30年12月20日（木） 14時00分頃	罹災者数	死	重	軽	計
					1	1
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、うち担当職経験年数： 67歳、オペレータ、直轄、勤続年数：13年1ヶ月、担当職経験年数：13年1ヶ月						
罹災程度：右頬骨骨折（休業日数9日）						
<p>【概要】</p> <p>災害当日は、作業員A（罹災者）と作業員Bの2人1組でバックホーのアタッチメント交換作業を行っていた。作業員Bがバックホーのアームを操作し、アタッチメント接続部分の丸棒の位置合わせをしていたところ、レバー操作を誤り丸棒がはね、アーム先端付近にいた作業員A（罹災者）の顔面に当たり罹災した。</p>						
<p>【原因】</p> <p>○慣れによる危険性軽視 ○バックホーのアタッチメント交換作業時の声かけ等での作業確認・合図の不足</p>						
<p>【対策】</p> <p>○鉱山労働者に対し、事故についての報告するとともに、作業手順の確認及び手順書の策定を行った。 ○中央労働災害防止協会の個別支援を活用し、鉱山の安全管理体制及び作業手順書等を再度見直し、その結果を基に全鉱山労働者に対して再教育を実施する予定。</p>						
<p>【参考情報等】</p> <p>○バックホー等の車両系鉱山機械が稼働できる状態の時は、可動範囲内に近づかないようにしましょう。</p> <p>○鉱山保安法令及び労働安全衛生法令における参考規定は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械、器具及び工作物の使用（鉱山保安法施行規則第12条） ・共通の技術基準（鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第3条第1号） 						
<p>【お問い合わせ先】</p> <p>那覇産業保安監督事務所 保安監督課 長嶺、新垣 電話番号 098-866-6474</p>						



アタッチメント交換の様子(再現)

丸棒の位置合わせを行っていた際にバックホーのアーム操作を誤り、丸棒が罹災者の顔面に当たった

